

2022年6月

「取締役会とサステナビリティ」

第8期 客員研究員

大東文化大学法学部

新井弘貴

要約

コーポレートガバナンス・コードにおいては、以前から原則4-7(iv)において独立社外取締役「少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に反映させること」が要請されていたが、2021年の改訂においてサステナビリティが重要な改訂課題となったことから、今後当該原則の規定内容がより重要なものとなることが予想される。本稿では、近年のサステナビリティを重視する潮流や直近のコード改訂の内容などを契機として、社外取締役や取締役会がサステナビリティ課題への取り組みの監督との関係で果たしうる役割について考察を加えた。昨今より広範なステークホルダーの利害調整に対応するためには取締役会の構成員に多様性が備わっていることが肝要であるが、特に社外取締役を念頭に置くと、①独立性及び多様なバックグラウンド、②サステナビリティに関する知見・経験などの点がサステナビリティ課題への取り組みの監督との関係で注目される。もとより、わが国においては社外取締役や取締役会という制度自体が過渡期にあり、監督の実効性確保に向けて様々な課題が存在することは周知の通りであるから、サステナビリティの分野に限られず、各企業において社外取締役の機能向上に向けた地道な取り組みが望まれる。

以上

(掲載誌：新井弘貴『取締役会とサステナビリティ』証券経済研究 118号(2022年6月)

55-67頁)

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用(転用・複製等)及び改変を行うことはできません。
2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。